

若手奨励賞の募集について

嶺重 慎（若手奨励賞担当理事）

理事会・代議員総会での決定を受けて、本会では、2021 年度から若手奨励賞の募集をすることになりました。これは、天文教育・普及・アウトリーチ分野で優れた成果を挙げている若手（個人、または数名のグループ）に対し授与するものです（末尾の「若手奨励賞についての内規」参照）。ふさわしい候補者の自薦・他薦をお待ちしています。

受賞資格は、

- ・日本天文教育普及研究会の一般会員または学生会員、または数名のグループ
- ・対象者（グループにあたってはグループリーダー）は、当該年度初日にすでに一般会員または学生会員であってかつ 35 才以下の者（グループリーダー以外は非会員でもかまいません）

です。毎年 3 件以内を対象とし、賞状を授与します。応募・推薦要領は以下のとおりです。

若手奨励賞応募要項：

応募・推薦締切	2021 年 9 月 30 日 必着 (11 月の臨時代議員総会で最終決定する予定です)
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ○候補者（グループにあたってはグループリーダー）の氏名、現職、生年月日、連絡先 ○授賞対象とする活動・教材等の表題 ○推薦者の氏名、現職、連絡先 ○推薦理由要旨（300 文字程度） ○推薦理由本文（A4 で 2～3 枚、活動や教材の内容の説明に加え、特色（独創性、新規性、発展性、波及効果など）をわかりやすく記述してください、画像を含めてもかまいません） ○動画や「天文教育」誌への報告記事など、補足資料の添付も可とします。
提出形式	提出書類は一つの PDF にまとめてアップロードして下さい。なお、

大容量の動画を提出する場合は、ダウンロードできるサイトをご指定ください。

※申請書の提出先は後日、日本天文教育普及研究会 Web および tenkyo-ML でお知らせしますので、そちらをご確認ください。

参考資料：若手奨励賞についての内規

<若手奨励賞についての内規>

(令和3年6月29日制定)

(目的)

第1条 本会は、天文教育・普及・アウトリーチ分野で優れた成果を挙げている若手（個人、または数名のグループ）に対し、それを表彰するために、日本天文教育普及研究会若手奨励賞を授与する。ここでいう成果には、イベントの開催、教材開発、教育プログラムの実施、学校課外活動の指導など、天文教育・普及・アウトリーチに関わるあらゆるジャンルの活動を含む。

(受賞資格)

第2条 本賞の授賞対象者（グループにあたってはグループリーダー）は、当該年度初日にすでに一般会員または学生会員であってかつ35才以下の者とする。

(賞)

第3条 受賞者は個人とグループ合わせて毎年3件以内とする。受賞者には本会の会員全体集会において賞状を授与する。受賞者は、受賞対象の活動成果概要を「天文教育」誌に掲載する。

(選考委員会)

第4条 委員会についての細則第2条の規定に基づき、若手奨励賞受賞者を選考するため、若手奨励賞選考委員会（以下選考委員会）を置く。

2 選考委員会は、理事のうちから選定される選考委員長（以下委員長）1名及び委員3～5名で構成する。

- 3 委員は、会長が理事会および本人の同意を得て学校教育・社会教育・一般普及の各分野から委嘱する。その結果は代議員総会に報告される。
- 4 委員は1期2年とし、継続して3期まで務めることができる。ただし委員は、1期ごとに一定数を入れ替えることとする。
- 5 事情により委員長の仕事の継続が難しくなった場合は、理事会の承認のもと、会長の指名による者が委員長の仕事を代行する。その結果は代議員総会に報告される。

(推薦)

第5条 一般会員および学生会員は、選考委員会に対して候補者・グループを推薦することができる。自薦も認める。応募書類の様式については別途定める。

(決定)

第6条 選考委員会は受賞候補者・グループを選考し、委員長が代議員総会に報告する。代議員総会はその報告を尊重しつつ、審議を行ない、受賞者・グループを決定する。

【若手奨励賞に関する Q&A】 (代議員総会での質問と回答を元に再構成しました)

Q: 選考委員会のメンバーはどの範囲まで公開されますか？

A: 「若手奨励賞についての内規」第4条第3項にあります通り、委員全員の氏名が代議員総会(8月の定時総会を予定)で公表されます。

Q: 受賞対象者に非会員も含まれますか？

A: いいえ、受賞対象者は当該年度初日にすでに一般会員または学生会員の方のみです。代議員向けアンケートでは、「会員限定」とする方が多数(77%)おられたので、開始時点では「受賞対象は会員に限る」としました。

Q: 年会や会誌上での発表等を対象とした方が、公平に顕彰できるのではないのでしょうか？

A: 年会での発表を表彰する「年会発表賞」については、年会実行委員会の判断で実行できます。(年会での発表内容を若手奨励賞に応募することは可能です。)
年会発表賞とは別に若手奨励賞を設けた大きな理由は公平性にあります。年会での発表のみを対象とすると(対面開催になった時)参加しやすさ・しにくさで地域格差が出かねません。オンライン参加なら地域格差は少ないですが、対面発表とオンライン発表では受ける側の印象が異なり、公平性が十分に担保できるか、疑問です。また、数分の講演という限られた情報のみで判断すると「印象」だけの判断とな

ることも懸念されます。すなわち中身より見栄え、パフォーマンスに優れたものが有利になり、地味だけドユニックで、将来性・発展性ある取り組みが不利になる可能性が出ます。さらに、年会期間中の限られた時間で十分な審査時間を確保することが難しいことも懸念されます。参加者による一般投票によって決めれば、時間の問題は解決しますが、その場合「誰が」「どういう理由で」投票したのか、外部からはよく見えません。組織票や身内票で賞が決まるようでは、信頼性に欠けます。そこで、選考委員会（誰が審査するのか）及び選考プロセス（どのような資料を基に審査するのか）を明確にし、かつ選考理由を外部の人にもオープンにすることが、賞の信頼性を得るために大事と考えました。（「賞の信頼性」は、若手が天文教育・普及・アウトリーチの職に応募するときの大事な要件です。）

一方、「会誌発表」を義務づけると、応募の敷居が高くなりかねないことを懸念します。応募の敷居はできる限り下げ多数の応募があることを期待します。またイベント開催など、その臨場感が誌面では伝わりにくいものは不利になることが考えられます。そういった理由により、一律に応募書類を提出していただく方式にしました。なお、会誌への発表原稿を元に若手奨励賞に応募することは可能です。

Q: 対象となる活動の活動期間に制限はないのでしょうか

A: 仮に「1年」などと期間を限ると、賞が発足する最初の1-2年に関しては、すでに行われている（ここ数年の）重要な活動が抜け落ちてしまう可能性があります。そこで、この懸賞が軌道にのるまでは、活動期間に制限をつけないことにしました。（いずれこの点は見直す可能性はあります。）

Q: 人が人を選ぶときは、選考委員の考え方に依存して若干の不公平（候補者にとっては運・不運）がどうしても生じてしまうものだと思います。なるべく短い任期で選考委員が交代していくことにより、その不公平さは薄まっていきますので、3期よりも2期で交代する方が望ましいのではないのでしょうか。

A: たしかにいろいろな観点で審査するには、短期で委員が交代するのがよろしいのですが、一方で継続性の観点からいうと、期毎に賞の性格が大きく変わるようでは外部から信頼されません。また、そんなに多くの審査員候補がいるのかという点も気になりますので、「1期毎に一定数入れ替え」としました。

以上